

令和2年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和2年2月12日 開会

令和2年2月12日 閉会

奈井江町議会

令和2年第1回奈井江町議会臨時会

令和2年2月12日（水曜日）

午前9時27分開会

午前9時56分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第2号 奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について

○出席議員（9人）

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 篠田茂美 | 2番 | 大関光敏 |
| 3番 | 竹森毅 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 笹木利津子 |
| 7番 | 森山務 | 8番 | 大矢雅史 |
| 9番 | 森岡新二 | | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

| | | |
|---|----------|------|
| 町 | 長 | 三本英司 |
| 副 | 町長 | 相澤公 |
| 教 | 育長 | 萬博文 |
| 総 | 務課参事 | 碓井直樹 |
| 保 | 健福祉課参事 | 小澤敏博 |
| 会 | 計管理者 | 横山誠 |
| 企 | 画財政課長 | 小澤克則 |
| 町 | 民生活課長 | 馬場和浩 |
| 建 | 設環境課長 | 大津一由 |
| 産 | 業観光課長 | 辻脇泰弘 |
| 保 | 健福祉課長 | 石塚俊也 |
| 保 | 健福祉課課長補佐 | 鈴木久枝 |
| 教 | 育委員会事務局長 | 松本正志 |
| 町 | 立病院事務長 | 杉野和博 |
| 代 | 表監査委員 | 中野浩二 |

農業委員会会長 千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 滝本 静
議会庶務係長 東藤 美妃代

（ 9時27分）

開会

●議長

会議を始めてよろしいでしょうか。

それでは、改めまして、臨時会出席、大変御苦労さまでございます。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第1回臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第122条の規定により、2番、大関議員、3番、竹森議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

（ 9時28分）

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定をいたします。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第3、議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

第1回臨時会の御出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから議案の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」について説明を申し上げます。

今回の予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,271万7,000円を追加し、予算の総額を47億4,934万2,000円とするものでございますが、その内容につきましては、過日、新聞報道でも紹介をされました日本経済新聞社系列の情報月刊誌「日経トレンディ」において毎年行われてございます全国の米を対象に今一番食べてほしい米を決める「米のヒット甲子園」で、JA新すながわの特別栽培米「ゆめぴりか」が大賞米に選ばれる中、これを好機と捉えまして、米のPRとともに奈井江町、そして奈井江町のふるさと納税をアピールするために要する経費の追加でございます。

それでは、歳出より説明を申し上げます。6ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費におけます職員一般旅費では、東京、大阪、札幌でのPR活動で50万円を追加、その他まちづくり事業に要する経費では、販売・贈呈用の米代やPR用のチラシのほか、会場使用料等々で146万9,000円を追加してございます。

次ページにわたりますふるさと応援寄附金事業に要する経費では、返礼品の購入や送料、業務支援サービス手数料等で1,074万8,000円を追加してございます。

続いて、歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

17款の寄附金では、ふるさと納税で2,000万円を追加計上してございます。

18款をごらんください。今回の予算補正によります歳入の増、728万3,000円については、財政調整基金繰入金を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定

をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、竹森議員。

●3番

今ほど、補正予算の内容について説明があったわけですが、過去、ふるさと納税で増額補正があったのは、前回、1回あったと思うんですけども、今回ほどの増額というのは初めてだと思うんです。

それで、今回は日経トレンディのお米甲子園で大賞をとったことも契機にして、町長を初め、町の理事者の方がこれを契機にPR活動もどんどん増やしていくように報道もされております。

そこで、今回、こういう補正をされたわけですけど、今後に向けて、この際、町長に思いとかこれからの決意などをちょっと一言お伺いしたいと思います。

補正予算については大賛成ということでつけ加えさせていただきます。よろしく願いします。

●議長

町長。

●町長

竹森議員からの御質問といいますが、私の所感ということですので申し述べさせていただきますが、これは私の思いとして今回この補正をさせていただきますが、奈井江町がこれから移住・定住、いろんな形での施策を展開するに当たって、何よりも奈井江町そのものをしっかりと全国・全道に発信していく必要があるだろうというふうに思っているということがまずベースにあり、奈井江町からそれを発信するツールとして幾つかの有形無形の資源があるとは思っております。

今回のゆめぴりかというのが、ロット数が奈井江町としては非常に少ないものではありますけれども、まして今JA新すながわという形でのゆめぴりかの生産販売という形をとっていますけれども、何とかこれを奈井江町の宣伝・PRの材料として生かせないかという思いがあります。

今後も、このことについて意を用いて、農協さん等々とも協議をしながら、いろんな形で奈井江町のPRの材料として使っていきたいというふうに思っていると、その一環として今回補正をさせていただいたということでもありますので、ぜひ御理解をいただいて、補正を御承認いただきたいと思います。よろしく願いします。

●議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

(9時34分)

●議長

日程第4、議案第2号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明といたします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の8ページをお開きください。

議案第2号について説明いたします。

本案につきましては、奈井江町まちづくり自治基本条例に基づき、奈井江町第6期まちづくり計画基本構想を改定いたしたく、町議会の議決を求めるものでございますが、

この後、担当課長より説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

改めまして、本日の臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第2号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」説明をいたしますので、別冊の基本構想（案）、臨時会資料1の新旧対照表をごらん願います。

基本構想につきましては、平成27年度から令和6年度までの10年間におけるまちづくりの基本的な理念や方向性を示すものであり、基本的に現構想の内容を継続するものですが、奈井江町を取り巻く近年の動向等を踏まえ、内容の一部について変更を行っております。

1ページ、「計画の策定に当たり」の1、計画策定の背景から2ページの3、計画の期間までについては、元号表記の修正以外は変更ございません。

次に、3ページの4、人口推計については、平成28年2月に策定した奈井江町人口ビジョンをもとに推計を行い、令和6年度の人口推計を4,760人から4,777人に変更してございます。

次に、4ページからの基本構想についてですが、1、計画の目的から5ページの4、まちづくりの基本目標については変更ございませんが、「おもいやり明日へ」をテーマに掲げ、まちづくり自治基本条例の基本理念に基づき、「みんなが参加するまちづくり」、「心豊かな住みよいまちづくり」、「未来につなぐまちづくり」の3項目を基本目標として掲げ、引き続き、町民とともに考え、つくりながら、まちづくりを進めてまいります。

次に、6ページの5、政策の大綱についてですが、政策の枠組みは現構想と同様ですが、昨今の奈井江町をめぐる社会・経済状況等を踏まえ、必要な修正を行ってまいります。

政策1の「安全・安心に住みつつけるために」では、全国的に多発する大規模災害等への備えや防災機能の充実に向けた取り組みを進めるため、政策の名称に「安全」を加える形で修正を行ってございます。

政策2の「ともに支え合い、健やかに暮らすために」では、高齢者、障害者、子供など、町民誰もがともに支え合う地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるため、政策の名称、項目の一部について修正を行ってございます。

次に、7ページ、政策4の「活力と魅力あふれる産業づくりのために」では、地場産品のブランド化や中小企業・小規模事業者等への支援、奈井江町が有する付加価値の高さを町内外に積極的に発信するため、政策の名称、項目の一部について修正を行ってご

ざいます。

次に、政策5の「みんなで創る、持続可能なまちづくりのために」では、引き続き移住・定住対策を重点施策として位置づけ、関連施策の総合的な推進を図るため、記載の場所を6ページ冒頭の前文から政策5の最初の項目として追加記載するとともに、町民誰もが町政に参加できる協働のまちづくり、効率的で持続可能な行財政運営を一層推進するため、政策の名称、項目の内容について修正を行ってございます。

以上が基本構想改定の概要でございます。

また、この基本構想に基づき、臨時会資料2の別冊のとおり、令和2年度から6年度までの後期実施計画について新たに策定をしたところでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、大綱質疑を行います。

8番、大矢議員。

●8番

おはようございます。臨時会出席、大変御苦労さまでございます。

今ほど、奈井江町第6期まちづくり計画の基本構想の改定について提案されました。

まず、今回の基本構想の改定に当たり、人口減少、急速に進む少子高齢化等、厳しい財政状況の中で、今後5カ年先、10カ年先を見据えながら、5年間を予測し、計画を立てることは大変な作業であったかと思えます。理事者を初め、職員、町民委員会を初め、かかわった町民の皆様々に敬意を表するところであります。

それでは、大綱3点、町長に質問いたします。

1点目の質問は、今回は10カ年計画の中間で、前期5カ年の実績を評価し、改善を図るとともに、新たなニーズを加味するのが主な目的と理解するところでありますが、町長にとっては初の計画策定であり、今後5カ年の基本的運営にかかわるということであり、特別な思いがあるかと思えます。改定に向けて特に留意した点、基本計画改定にかける思い、強調したい事業について伺います。

2点目の質問は、町長は公約でも財政の健全化を掲げており、前期計画の評価でも基本的に基金を使っての計画に問題があるとしていましたが、今回の計画の見直しでどのように取り組んでいるのか、その財政効果は幾らあるのかお伺いします。

3点目の質問は、まちづくり計画は奈井江町の最上位計画であり、ここにはない事業は取り組まないことが基本であります。今回、役場庁舎の問題、温泉施設の運営の問題、病院運営の問題については棚上げをして2020年度に結論を出し取り組むということになってございますけれども、検討結果をどのようにまちづくり計画に反映していくのかを伺います。

以上3点について、答弁をお願いします。

●議長
町長。

●町長

大矢議員からの大綱3点にわたる御質問にお答えをしたいと思います。

まず、今回の基本構想の改定、また、後期実施計画の策定に当たっては、人口減少と少子高齢化に伴う社会構造や財政規模の縮小などの変化に対応するために、持続可能な行財政運営体制を確立することが急務であるということの基本的な姿勢に立って取り組んだものであります。

1点目の基本構想改定に向けた重点事項についてであります。町の最上位計画であるまちづくり計画の策定に当たっては、まちづくり自治基本条例の基本理念に基づく町民参加と協働のまちづくりを進めるため、計画の策定過程において、町民との闊達な議論のもと、ともに考え、語り合いながら進めることが大切であり、職員ともその考えを共有しながら進めてまいりました。

このため、今回の計画策定の過程においては、役場内部の評価をもとに策定したたたき台をもとに、まちづくり町民委員会や関係団体を3つのグループに分けて行った意見交換会、さらには骨子計画（案）に対する町民説明会を開催し、各界・各層の方々から幅広い御意見をいただき、議論を重ねるとともに、議会においてもまちづくり常任委員会を開催し、計画原案についての審議を行っていただくなど、今回の計画づくりに多くの町民がかかわり、数多くの方々との建設的な意見交換を行うことができたことが何よりとてもうれしく感じているところであります。

いずれにしても、今回の過程を大事にしながら、後期実施計画の5年間、町民の皆様とともに一体となってまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

2点目の実施計画の見直しによる財政効果についてであります。令和2年度からの後期実施計画に向けて、各政策や事業の検証、見直しが必要との考えから、今回、先ほど申し上げました役場内部での評価を行い、これをたたき台として町民委員会や意見交換会などにより町民と議論を進めてまいりました。

後期5カ年においては、引き続き、住宅、子育て、教育などの施策を含めた総合的な定住対策を継続する一方で、学校給食費無償化の見直しや高校入学支援金の——奈井江商業高校であります。入学支援金の廃止など、町民の皆様から非常に多くの意見をいただいたところであります。

これらの意見を踏まえ、検討した結果、後期5カ年の政策的ソフト事業、公共施設の維持管理、病院事業繰出金をあわせた削減効果額は2億4,000万円、一方、新規事業の合計が6,500万円となり、差し引きすると1億7,500万円の財政効果となったところであります。

3点目の役場庁舎、温泉、病院の検討結果のまちづくり計画へどのように反映するかということでもあります。

この3つの課題については、1つ1つが町民生活や行財政運営に大きな影響を及ぼす

課題であり、令和2年度中に方向性を見出すべく、職員と一丸となって取り組むとともに、議会を初め、町民の皆様と活発な議論を行ってまいりたいと考えております。

また、これらの議論に当たっては、今後も進む人口減少と少子高齢化の現実を認識すると同時に、10年後、20年後の奈井江町の姿を想像しながら、未来志向の考え方で町民の皆さんと意識を共有することが大切であり、まちづくり自治基本条例の基本理念を踏まえ、まちづくり計画への反映に関しても、町民、議会の皆様に対する説明責任を果たしながら、これらの課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

8番、大矢議員。

●8番

詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございます。基本的な考え方は理解したところでございますし、進め方につきましては常任委員会の中でも確認させていただきまして、今回、大変多くの方々に御協力をいただいて、町民の意見を集約したというのは理解するところでございます。

その中で、町長も財政の健全化と随分言われている中で、奈井江町は手数料とか使用料、よその町村と比べて安いというふうに私は認識しているんですけども、そのことに関しては今回手をつけなかったんですが、その辺の考え方について再度お伺いしたいと思えます。

●議長

町長。

●町長

再質問に対してお答えをしたいと思います。町の施設の使用料、利用料等に対する考え方ということであります。このことにつきましては、過日、議会からの私どもへの提言という形での申し入れにもうたわれたこととありますが、御指摘のとおり、奈井江町の公共施設の使用料は全公共施設を対象として改正を行ったのが平成15年、その後、3年後の18年に燃料費の高騰等による改正で一部改正をさせていただいておりますが、その後、消費税の関係等々もありましたけれども、改正をずっと見送ってきているのが現実であります。

議員御指摘のとおり、健全な行財政運営ということ考えたときに、これらのことについてはしっかりと議論しなければならないというふうに考えておりますが、公平かつ客観的な基準による適正な料金の設定、御指摘もありました近隣市町との格差というようなことも含めた議論をこれから令和2年度中にしっかりと調査・検討を進めてまいり

たいと考えております。

しかしながら、私といたしましては、町の財政状況も当然のことではありますが、奈井江町民、全国的にの話でありますけれども、例えば、社会保険料の自己負担額の増加、消費税の税率の強化というような諸般の状況を考えたときに、町民一人一人のいわゆる可処分所得的なものが決してふえていない状況にあると思っておりますし、奈井江町と申しますか、企業団においても水道料金の値上げ等々、いろんな施策を転じているところでもあります。これらのことを総合的に判断をして検討はいたしますけれども、最終的にはそのことも加味して議会の皆さんと議論することが正しいのではないかというふうには今は思っております。御理解いただきたいと思えます。

●議長

ほかに大綱質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定については、議長を除く全議員をもって構成する奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第2号については、議長を除く全議員をもって構成する奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

(9時51分)

(4. 特別委員会の正副委員長互選)

●議長

会議を再開いたします。

(9時54分)

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

特別委員会の正副委員長の互選結果について御報告いたします。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員を、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま、奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会に付託されました議案第2号については、会議規則第45条第1項の規定により、次期定例会までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第2号については、次期定例会までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年奈井江町第1回臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

(9時56分)